

北九州市週休2日試行工事（土木）実施要領

（趣旨）

第1条 本要領は、建設業における担い手の確保・育成を図るための労働環境改善の取り組みとして、工事現場における週休2日を試行するために必要な事項を定めるものである。

（定義）

第2条 この要領における用語の定義は、以下に定めるところによる。

（1）週休2日試行工事

現場閉所による週休2日工事及び週休2日交替制工事の総称をいう。

（2）現場閉所による週休2日工事

1）現場閉所による週休2日工事

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行う取組をいう。

2）対象期間

契約の翌日から完成届にて受注者が完成とした現在日までの期間とする。なお、年末年始（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、災害その他避けることのできない事由により現場作業を余儀なくされる期間は含まない。

3）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所（会社を含む）での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。降雨、猛暑、降雪等の天候の不良による予定外の現場閉所も含む。

4）4週8休

対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。

（3）週休2日交替制工事

1）週休2日交替制工事

対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。

2）対象者

施工体制台帳記載の元請負人及び下請負人の全ての技術者及び技能労働者をいう。ただし、交通誘導警備員及び従事期間が連続して28日（休日を含む）未満の技術者及び技能労働者は対象外とする。

3）対象期間

契約の翌日から完成届にて受注者が完成とした現在日までの期間内における対象者が従事した期間をいう。なお、年末年始（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、災害その他避けることのできない事由により現場作業を余儀なくされる期間は含まない。

4）4週8休

対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下、「平均休日率」という。）が、28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。

（試行対象工事）

第3条 北九州市が発注するすべての土木工事（軽微な工事を含む）を対象とし、下記の

- （1）又は（2）のいずれかの工事として発注することを原則とする。

(1) 現場閉所による週休2日工事

北九州市が発注するすべての土木工事（軽微な工事を含む）を対象とする。ただし、現場閉所による週休2日工事として発注が困難な工事は、(2) 週休2日交替制工事として発注するものとする。

<現場閉所による発注が困難な工事の例>

- ・道路、河川等の公共性のある施設の維持管理工事等、緊急性が高く、休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏期休暇）に作業が必要な工事
- ・社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事（例えば、交通規制、出水期、完成時等の制約がある工事、連続施工せざるを得ない工事（シールド、ニューマチックケーソン工事等））
- ・災害復旧工事

(2) 週休2日交替制工事

現場閉所による週休2日工事として発注が困難な工事を対象とする。

(3) 週休2日試行工事の対象外工事

上記の(1)(2)により難しい場合は、例外的に週休2日試行工事をしないことも可能とするが、工事内容や現場状況に応じて適切に判断すること。

<対象外工事の例>

- ・災害復旧工事のうち、緊急復旧工事（災害発生時に随意契約を行う工事）
- ・軽微な工事のうち、施工に必要な実日数^{※1}が28日未満の工事

※1：作業日当り標準作業量から当該工事の数量を施工するために必要な実作業日数を算出し、雨休率を考慮した日数

(発注方式)

第4条 全ての週休2日試行工事を対象に、発注者指定型により発注することを原則とする。なお、何らかの理由により受注者希望型とする場合は、起工前に技術管理課へ相談すること。

(1) 発注者指定型

発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式

(2) 受注者希望型

受注者が、契約後に、発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議した上で取り組む方式

(試行の流れ)

第5条 発注から竣工までの流れは以下のとおりとする。

(1) 発注者は、「週休2日試行工事」を発注する場合、設計書に「週休2日試行工事（土木）特記仕様書」を添付する。

(2) 受注者は、発注方式に係わらず「週休2日試行工事」を実施する場合、施工計画書の「工事概要」の中で「現場閉所による週休2日工事」又は「週休2日交替制工事」である旨を記載するとともに、発注者が工事現場の週休2日取得の計画が確認できるよう施工計画書に「休日取得計画・実績表」（様式1）を添付するものとする。なお、施工計画書を提出しない工事については、契約後5日以内に、「休日取得計画・実績表」（様式1）を発注者に提出するものとする。

(3) 受注者は、公衆の見やすい場所に「週休2日試行工事」である旨を明示する。記載方法は、次の例を基本とする。但し、軽微な工事についてはこの限りではない。

(記載例)

現場閉所による週休2日工事

週休2日交替制工事



- (4) 受注者は、毎月1回「休日取得計画・実績表」を提出するものとする。
- (5) 発注者は、受注者から休日及び出勤状況が分かる既存の資料等の提示を求め、「現場閉所率」又は「平均休日率」の状況を適宜確認するものとする。
 その際、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。
- (6) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に休日中の作業が発生するような指示等を行わないものとする。
- (7) 「現場閉所による週休2日工事」として発注した工事において、工事着手前に受注者から「週休2日交替制工事」として実施したい旨の希望があり、発注者との協議が整ったときは、「週休2日交替制工事」に変更することができる。なお、工事着手後の工期途中での交替制への変更は認めない。
- (8) (受注者希望型の場合) 受注者は、受注後速やかに「週休2日試行工事」の希望の有無について、打合せ簿により、発注者と協議するものとする。なお、協議の結果、「週休2日試行工事」を行わない場合は、本要領によらず施工するものとする。

(現場閉所率及び平均休日率の確認方法)

第6条 現場閉所率及び平均休日率は、以下により求めることとする。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日及び休日も含めるものとする。

(1) 現場閉所による週休2日工事

$$\text{現場閉所率} = \text{現場閉所日数} / \text{対象期間}$$

(2) 週休2日交替制工事

$$\text{休日率} = \text{対象者の休日日数} / \text{対象期間}$$

$$\text{平均休日率} = \text{全対象者の休日率の平均}$$

(間接工事費等の補正)

第7条 現場閉所による週休2日工事の場合は対象期間内の現場閉所日数の割合に応じた、週休2日交替制工事の場合は対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の

平均休日数の割合に応じた補正係数及び補正方法は次のとおりとする。

(1) 補正係数

1) 現場閉所による週休2日工事

① 4週8休以上（現場閉所率が28.5%以上）

労務費1.05 機械経費（賃料）1.04 共通仮設費1.04 現場管理費1.06

② 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率が25.0%以上28.5%未満）

労務費1.03 機械経費（賃料）1.03 共通仮設費1.03 現場管理費1.04

③ 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率が21.4%以上25.0%未満）

労務費1.01 機械経費（賃料）1.01 共通仮設費1.02 現場管理費1.03

注：市場単価方式について現場閉所率に応じた補正係数は、**別紙1**を参照のこと。

2) 週休2日交替制工事

① 4週8休以上（平均休日率が28.5%以上）

労務費1.05 現場管理費1.03

② 4週7休以上4週8休未満（平均休日率が25.0%以上28.5%未満）

労務費1.03 現場管理費1.02

③ 4週6休以上4週7休未満（平均休日率が21.4%以上25.0%未満）

労務費1.01 現場管理費1.01

注：週休2日交替制工事については、市場単価方式による週休2日に要する費用計上は対象外であるため、積算にあたっては十分に注意すること。

(2) 補正方法

1) 発注者指定型の場合（現場閉所による週休2日工事及び週休2日交替制工事）

間接工事費等の補正は、当初設計時において、(1)に示す4週8休以上の補正係数を乗じて割り増し補正を行うものとする。なお、現場閉所の達成状況（週休2日交替制工事の場合は休日の取得状況）を確認後、4週8休に満たない場合は、最終変更設計時に割り増し補正分を減額変更するものとする。

2) 受注者希望型の場合（現場閉所による週休2日工事及び週休2日交替制工事）

間接工事費等の補正は、当初設計時において、(1)に示す4週8休以上の補正係数を乗じて割り増し補正を行うものとする。なお、現場閉所の達成状況（週休2日交替制工事の場合は休日の取得状況）を確認後、4週8休に満たないものは、最終設計変更時に達成状況に応じて各経費の補正係数を変更する。また、4週6休に満たないもの及び工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったものについては、最終変更設計時に割り増し補正分を減額変更するものとする。

(工事成績評定)

第8条 発注者は、工事完成時に現場閉所による4週8休以上の達成ができなかった場合であっても、減点評価しないものとする。

2 軽微な工事については、工事成績評定による評価は行わない。

(実施証明書)

第9条 週休2日試行工事を試行し、実際に4週8休以上の達成が確認できた場合、発注者は完成を確認した後に、週休2日実施証明書を発行するものとする。ただし、受注者から発行の申し出が無い場合はこの限りではない。

2 軽微な工事については、週休2日実施証明書は発行しない。

(その他)

第10条 対象工事においてアンケート調査を実施する場合、受注者は調査に協力しなければならないものとする。

2 この要領に定めのない事項については、受発注者の協議のうえ決定するものとする。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この改定要領は、令和2年4月1日から施行し、設計書適用年版が令和2年4月1日基準の工事から適用する。

附 則

この改定要領は、令和2年5月1日から施行し、設計書適用年版が令和2年5月1日基準の工事から適用する。

附 則

この改定要領は、令和2年10月1日から施行し、設計書適用年版が令和2年10月1日基準の工事から適用する。

附 則

この改定要領は、令和3年4月1日から施行し、設計書適用年版が令和3年4月1日基準の工事から適用する。

附 則

この改定要領は、令和3年10月1日から施行し、設計書適用年版が令和3年10月1日基準の工事から適用する。

附 則

この改定要領は、令和4年10月1日から施行し、設計書適用年版が令和4年10月1日基準の工事から適用する。

附 則

この改定要領は、令和6年4月1日から施行し、設計書適用年版が令和6年4月1日基準の工事から適用する。

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分 規格・仕様	補正係数		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
リップ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
砂基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
	機械施工	1.01	1.03	1.05
碎石基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
	機械施工	1.01	1.03	1.05
組立マンホール設置工		1.01	1.03	1.05
小型マンホール工		1.00	1.00	1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.01
	取付管布設及び支管取付工	1.00	1.01	1.02

注：現場閉所による週休2日工事のみに適用（週休2日交替制には適用しない）